福島県強い農業づくり交付金交付要綱

（趣　旨）

第１条　県は、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和４年４月１日付け３農産第２８９０号農林水産事務次官依命通知）、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和４年１２月１２日付け４農産第３５０６号農林水産事務次官依命通知）、園芸産地における事業継続強化対策補助金交付等要綱（令和３年１２月２０日付け３農産第１８５４号農林水産事務次官依命通知）、園芸産地における事業継続強化対策実施要領（令和３年１月２９日付け２生産第１８２８号農林水産省生産局長通知）及び持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金交付等要綱（令和４年１２月１２日付け４農産第３３０８号農林水産事務次官依命通知）に基づき事業を行う市町村、農業団体等（以下「交付事業者等」（間接交付事業者を含む。）という。）に対し、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、その交付に関しては、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和４５年福島県規則第１０７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の対象及び交付額）

第２条　交付金は、交付事業者等が別表に掲げる事業を行う場合に、当該事業に要する経費について当該交付事業者等に対して交付するものとする。

ただし、福島県農林事務所（以下「農林事務所」という。）の域を越えない交付事業者等（市町村を除く。）が同表に掲げる事業を行う場合に、市町村が交付するときの当該交付に要する経費については、市町村に対して交付するものとする。

２　交付金の額は、交付事業ごとに同表に掲げる交付率の範囲内で知事が定める額とする。

（申請書の様式等）

第３条　規則第４条第１項の申請書は、第１号様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日までとする。

２　交付事業者等は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

（交付金交付の条件）

第４条　規則第６条第１項第１号に規定する別に定める軽微な変更は、別表の事業の欄に

掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

２　規則第６条第１項第５号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

(1)　国から付された交付金交付の条件を遵守するために必要な事項。

(2)　事業実施主体に対し、交付金を交付するときは、交付事業者等は規則第１８条の規定に準じた規定を設けること。

(3)　前号の規定により、財産処分の制限をした場合において、制限期間内に処分することを承認する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

(4)　その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

３　交付事業者等は、事業実施主体に対し、交付事業の完了後においても交付事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従ってその効果的な運営を図るよう指導するものとする。

（変更等の承認申請）

第５条　交付事業者等は、規則第６条第１項第１号又は第２号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県強い農業づくり交付金変更承認申請書（第２号様式）を提出しなければならない。

（申請を取り下げることができる期日）

第６条　規則第８条第１項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して１５日を経過した日までとする。

（概算払）

第７条　知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める交付金について概算払の方法により、交付金の交付をすることができる。

２　交付事業者等は、前項の規定に基づき交付金の概算払を受けようとするときは、福島県強い農業づくり交付金概算払請求書（第３号様式）を知事に提出しなければならない。

（状況報告等）

第８条　規則第１１条の規定による事業の遂行状況報告は、福島県強い農業づくり交付金遂行状況報告書（第４号様式）により、交付金の交付決定のあった年度の１２月３１日現在の状況について、当該年度の１月１０日までに提出するものとする。

　ただし、当該年度の１２月における概算払請求書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

２　交付事業者等は、当該事業が完了したときには、すみやかに福島県強い農業づくり交付金完了報告書（第５号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第９条　規則第１３条の規定による実績報告は、福島県強い農業づくり交付金実績報告書（第１号様式）により、事業完了の日（事業の中止、又は廃止の場合には、知事の承認

を受けた日）から起算して３０日を経過した日、又は交付金の交付決定のあった日の属する年度の３月３１日（交付金を全額概算払により交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の４月２０日）のいずれか早い日までに行わなければならない。

２　交付事業者等は、前項の実績報告を行うにあたり、交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

３　交付事業者等は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（当初に減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（第６号様式）によりすみやかに知事に報告しなければならない。

４　知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等相当額の全部又は一部の返還を命じることができる。

５　当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年５月３１日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

（交付金の交付請求）

第 10 条　交付金交付決定の通知を受けた交付事業者等は、交付事業が完了した場合は、すみやかに福島県強い農業づくり交付金交付請求書（第７号様式）を知事に提出しなければならない。

ただし、交付金の全額が概算払いされた場合は、この限りでない。

（財産処分の制限）

第 11 条　規則第１８条第１項ただし書に規定する別に定める期間並びに同条同項第２号及び第３号に規定する別に定める財産は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）による（ただし、当該省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和３１年農林省令第１８号）による。）ものとする。（ただし、１件当たりの取得価格が５０万円以上のものに限る。）

（会計帳簿等の整備等）

第 12 条　交付金の交付を受けた交付事業者等は、地方公共団体の場合にあっては、当該交付事業等に係る国の交付金等と当該交付事業等に係る当該地方公共団体の予算及び決算との関係を明らかにした交付金調書（第８号様式）を作成してこれを保管し、地方公共団体以外の者の場合にあっては、当該交付事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を整理保管し、交付事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して５年間保存しておかなければならない。

２　交付事業者等は交付事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る財産管理台帳（第９号様式）を前条第１項に規定する期間内備えておかなければならない。

（権限の委任）

第13条　規則及びこの要綱に基づく知事の権限は、所轄の農林事務所の長に委任する。
ただし、県全域に及ぶ広域的な団体が事業実施主体である場合を除くものとする。

附　則

１　この要綱は、平成１７年４月１日から施行し、平成１７年度分の交付金から適用する。
２　この要綱の施行に伴い、福島県生産振興総合対策事業等補助金交付要綱（平成１４年４月１日施行）は廃止する。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行し、平成１８年度分の交付金から適用する。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行し、平成１９年度分の交付金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行し、平成２０年度分の交付金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行し、平成２１年度分の交付金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２２年５月２９日から施行し、平成２２年度分の交付金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行し、平成２３年度分の交付金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２６年１０月１日から施行し、平成２６年度分の交付金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２７年２月２３日から施行し、平成２７年２月３日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２８年６月１日から施行し、平成２８年度分の交付金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２９年３月６日から施行し、平成２９年度分の交付金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年７月５日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年１１月１９日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年７月８日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年７月２８日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年２月１７日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月３日から施行する。